

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令
(文部科学二六)

○外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産四六)

〔告示〕

○除籍が滅失した件 (法務一四二)
○日本国に帰化を許可する件 (同一四三)

○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示 (文部科学一〇六)

○令和五年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間に関する告示 (同一〇七)

○肥料を登録した件 (農林水産一一九七)

○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件 (同一一九八)

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件 (防衛一九六)

○道路に関する件 (九州地方整備局八九九二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣法制局 警察庁 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

〔公告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係
裁判所
相統、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

会社その他

省令

○文部科学省令第二十六号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三日

文部科学大臣 末松 信介

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 5 3 [略]</p> <p>4 平成二十二年以降に期間（令和十年までの間の年度に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>	<p>附則</p> <p>1 5 3 [同上]</p> <p>4 平成二十二年以降に期間（令和九年度までの間の年度に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。